

添付法令資料 3 :

銀行報告書の透明性及び公表に関する
2025年8月4日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No.18 (目次)
2026年2月8日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 透明性報告書に係る規定 (第2条ないし第8条)
- 第3章 公表報告書の情報
 - 第1節 財務公表報告書及び財務実績情報 (第9条)
 - 第1款 月次の財務公表報告書及び財務実績情報 (第10条及び第11条)
 - 第2款 四半期ごとの財務公表報告書及び財務実績情報 (第12条ないし第14条)
 - 第3款 半期の財務公表報告書及び財務実績情報 (第15条及び第16条)
 - 第4款 年次の財務公表報告書及び財務実績情報 (第17条ないし第20条)
 - 第2節 リスク・エクスポージャー及び資本構成の公表報告書 (第21条及び第22条)
 - 第1款 四半期ごとのリスク・エクスポージャー及び資本構成の公表報告書 (第23条及び第24条)
 - 第2款 年次のリスク・エクスポージャー及び資本構成の公表報告書 (第25条及び第26条)
 - 第3節 重要な情報又は事実の公表報告書 (第27条ないし第29条)
 - 第4節 基準貸付金利の公表報告書 (第30条)
 - 第5節 その他の報告 (第31条)
 - 第6節 銀行のウェブサイト (第32条)
 - 第7節 不可抗力 (第33条)
 - 第8節 行政処分 (第34条及び第35条)
- 第4章 雑則 (第36条ないし第38条)
- 第5章 経過規定 (第39条)
- 第6章 終則 (第40条ないし第42条)